

ねん ど
2022年度

にし お し こくさいこうりゅうきょうかい りんじそうかい
西尾市国際交流協会 臨時総会

*Nishio International Association
General Meeting 2022*



書面開催
2023年3月

令和4年度西尾市国際交流協会 臨時総会（書面開催）

2023年3月20日

議案

(1) 顧問及び副会長、理事の解任について【資料①旧役員】

解任の理由

- ・協会組織の見直しを検討しているため。
- ・新たな理事を招聘し、協会活動を活発にするため。

※現在も副会長である西尾市国際交流協会運営委員会からは副会長を選出。
現在も顧問である西尾市長は再任。市長以外は解任。

(2) 理事の新任について【資料①新役員(案)】

(新任)

- ・岩瀬 恵氏(株式会社ライブアシスト)
- ・佐々木 映美氏(西尾市議会議員)
- ・高木 祐子氏(NPO 多文化共生サポート Adagio)
- ・田中 明人氏(西尾みなみ商工会)
- ・牧 一心氏(西尾国際クラブ)
- ・牧野 格氏(行政書士)

(3) 会則の変更について【資料②旧会則、新会則(案)】

変更の理由

- ・事務局の役割を明確化するため。

※変更、追記は別添資料②の赤字部分

資料① 旧役員

西尾市国際交流協会顧問

(順不同・敬称略)

職名	氏名
西尾市長	中村 健
愛知県議会議員	山田 高生
愛知県議会議員	渡辺 靖
西三河農業協同組合 代表理事組合長	齋藤 種治
西尾商工会議所 会頭	小田井 博茂
西尾みなみ商工会 会長	安藤 寛一
西尾市教育委員会教育長	稲垣 寿
西尾市小中学校長会 会長	石川 雅晴
西尾市社会福祉協議会 会長	石川 貞夫
一般社団法人西尾文化協会 会長	杉田 愛次郎

西尾市国際交流協会役員

(順不同・敬称略)

役員名	所属等	氏名
会長	株式会社杉浦製作所	杉浦 明博
副会長	株式会社あいや	杉田 武男
副会長	西尾市国際交流協会運営委員会	神谷 勉
理事	西尾ロータリークラブ	永江 義澄
理事	西尾K I R A R Aロータリークラブ	堀田 義之
理事	西尾ライオンズクラブ	新家 憲光
理事	西尾東ライオンズクラブ	内山 己行
理事	西尾市日中友好協会	伊藤 則男
理事	西尾みなみ商工会	大久保 勝彦
理事	アイシン機工労働組合	二宮 雅文
理事	国際ソロプチミスト西尾	高須 京子
理事	西尾商工会議所女性会	沖田 和子
理事	西尾市立鶴城小学校	鈴木 悦子
監事	西三河農業協同組合	都築 敏和
監事	株式会社三菱東京UFJ銀行	遠山 順子

任期：2022年6月8日～2024年6月7日

西尾市国際交流協会顧問

(順不同・敬称略)

職名	氏名
西尾市長	中村 健

西尾市国際交流協会役員

(順不同・敬称略)

役員名	所属等	氏名
会長	株式会社杉浦製作所	杉浦 明博
副会長	西尾市国際交流協会運営委員会	神谷 勉
理事	株式会社ライブアシスト	岩瀬 恵
理事	西尾市議会議員	佐々木 映美
理事	NPO法人多文化共生サポートAdagio	高木 祐子
理事	西尾みなみ商工会	田中 明人
理事	西尾国際クラブ	牧 一心
理事	行政書士	牧野 格
監事	西三河農業協同組合	都築 敏和
監事	株式会社三菱東京UFJ銀行	遠山 順子

任期：2023年4月1日～2025年3月31日

にしおしこくさいこうりゅうきょうかいかいそく
西尾市国際交流協会会則めいしょう
(名称)

だい1じょう かい にしおしこくさいこうりゅうきょうかい いか きょうかい
第1条 この会は、西尾市国際交流協会（以下「協会」という。）という。

じむしょ
(事務所)

だい2じょう きょうかい じむしょ にしおしよりずみちようしもだ22ばんち にしおしやくしょない お
第2条 協会は、事務所を西尾市寄住町下田22番地（西尾市役所内）に置く。

もくてき
(目的)

だい3じょう きょうかい じゅうみんしゅたい かつどう つう にしおしめん こくさいこうりゅうかつどうおよ こくさいりかいかつ
第3条 協会は、住民主体の活動を通じて、西尾市民の国際交流活動及び国際理解活
どう すいしん さまざま こくせき たよう ぶんか はいけい ひとびと たが ちが
動を推進するとともに、様々な国籍や多様な文化を背景とした人々がお互いの違い
みと あ あんしん くら たぶんかきょうせい すいしん
を認め合い、ともに安心して暮らすことができる多文化共生のまちづくりを推進し、
ちいきしやかい はってん こくさいか きよ もくてき
もって地域社会の発展と国際化に寄与することを目的とする。

じぎょう
(事業)

だい4じょう きょうかい ぜんじょう もくてき たっせい つぎ じぎょう おこな
第4条 協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 姉妹都市及びその他諸外国の市民との交流に関する事業
- (2) 国際交流及び国際理解に関する事業
- (3) 多文化共生のまちづくりに関する事業
- (4) 国際交流及び国際理解並びに多文化共生に関する情報の収集及び提供を行う事業
- (5) 国際交流関係団体との連絡調整及び協力
- (6) その他協会の目的達成に必要な事業

かいいん
(会員)

だい5じょう きょうかい かいいん だい3じょう かか もくてき さんどう こじん しょうがくせいじょうちゅうがくせいいか
第5条 協会の会員は、第3条に掲げる目的に賛同する個人、小学生以上中学生以下
こじん いか ほうじんおよ だんたい
の個人（以下「ジュニア」という。）、法人及び団体とする。

やくいん
(役員)

だい6じょう きょうかい つぎ やくいん お
第6条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

り じ めい ない
(3) 理事 20名以内

かん じ めい
(4) 監事 2名

やく いん そう かい せん にん
2 役員は総会において選任する。

り じ およ かん じ そう ご か
3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

やく いん しょ く む
(役員 の 職務)

だい 7 じょう かい ちょう きょう かい たい びょう かい む そう り
第7条 会長は、協会を代表し、会務を総理する。

ふく かい ちょう かい ちょう ほ さ かい ちょう じ こ また かい ちょう か
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その
しょ く む だい り
職務を代理する。

り じ り じ かい こう せい かい む し つ こう け っ て い
3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

かん じ きょう かい かい けい およ た じ む かん さ
4 監事は、協会の会計及びその他の事務を監査する。

やく いん にん き
(役員 の 任期)

だい 8 じょう やく いん にん き ねん さい にん さま た
第8条 役員 の 任期 は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

ほ け つ また ぞう いん しゅう にん やく いん にん き ぜん にん しゃ また げん
2 補欠のため、又は増員によって就任した役員 の 任期 は、それぞれの前任者又は現
にん しゃ にん き ざん ぞん き かん
任者 の 任期 の 残存 期間 とする。

やく いん ぜん こう きてい こう にん しゃ せん にん ばあ い かぎ にん
3 役員は、前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任
き まつ じ つ ご さい しょ つう じょう そう かい しゅう け つ にん き しん ちょう
期 の 末 日 後、最 初 の 通 常 総 会 が 終 結 す る ま で、そ の 任 期 を 伸 長 す る。

こ も ん
(顧問)

だい 9 じょう きょう かい こ も ん お
第9条 協会に顧問を置くことができる。

こ も ん かい ちょう い し ゅ く り じ かい し ゅ っ せ き い げ ん の
2 顧問は、会長が委嘱し、理事会に出席して意見を述べるすることができる。

かい ぎ
(会議)

だい 10 じょう きょう かい かい ぎ そう かい およ り じ かい そう かい つう じょう そう かい およ りん じ そう かい
第10条 協会 の 会 議 は、総 会 及 び 理 事 会 と し、総 会 は、通 常 総 会 及 び 臨 時 総 会 と
す る。

そう かい かい い ん こう せい り じ かい り じ こう せい
2 総会 は 会 員 を も っ て 構 成 し、理 事 会 は 理 事 を も っ て 構 成 す る。

そう かい
(総会)

だい 11 じょう そう かい つぎ かく ごう かか じ こ う しん ぎ
第11条 総会 は、次 の 各 号 に 掲 げ る 事 項 を 審 議 す る。

じ ぎょう けい かく およ よ さ ん かん
(1) 事業計画及び予算に関すること

じぎょうほうこくおよ けっさん かん
(2) 事業報告及び決算に関すること

かいそく へんこう かん
(3) 会則の変更に関すること

た きょうかい うんえい かん じゅうよう じこう りじかい ひつよう みた かん
(4) その他協会の運営に関する重要な事項で、理事会が必要と認めたものに関する
ること。

りじかい
(理事会)

だい12じょう りじかい つぎ じこう けつぎ
第12条 理事会は、次の事項を決議する。

そうかい ぎけつ じこう しっこう かん
(1) 総会の議決した事項の執行に関すること

そうかい ふ ぎ じこう
(2) 総会に付議すべき事項

た そうかい ぎけつ よう かいむ しっこう かん
(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること

かいぎ かいさい
(会議の開催)

だい13じょう つうじょうそうかい まいとし かいかいさい
第13条 通常総会は、毎年1回開催する。

りんじそうかい りじかい ひつよう みた かいさい
2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき開催する。

りじかい かいちょう ひつよう みた かいさい
3 理事会は、会長が必要と認めたとき開催する。

かいぎ しょうしゅう
(会議の招集)

だい14じょう かいぎ かいちょう しょうしゅう
第14条 会議は会長が召集する。

かいぎ ぎちょう
(会議の議長)

だい15じょう かいぎ ぎちょう かいちょう あ
第15条 会議の議長は、会長がこれに当たる。

かいぎ ぎけつ
(会議の議決)

だい16じょう かいぎ ぎ じ しゅつせきしゃ かはんすう けつ かひどうすう ぎちょう けつ
第16条 会議の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところ
による。この場合において、議長は、会員及び理事として議決に加わる権利を有
しない。

うんえいいんかい
(運営委員会)

だい17じょう だい4じょう かか じぎょう すいこうじょうひつよう みた ばあい うんえいいんかい せっち
第17条 第4条に掲げる事業の遂行上必要と認めた場合、運営委員会を設置するこ
とができる。

うんえいいんかい いいん かいちょう かいいん なか せんニン りじかい けつてい
2 運営委員会の委員は、会長が会員の中から選任し、理事会で決定する。

3 運営委員会の運営については、別に定める。

けいひ
(経費)

だい18じょう きょうかい かつどう よう けいひ かいひ ほじよきん きふきんおよ た しゅうにゅう
第18条 協会の活動に要する経費は、会費・補助金・寄付金及びその他の収入をも
あ
って充てる。

けいひ かんり
(経費の管理)

だい19じょう けいひ しっこうかんり かいちよう おこな
第19条 経費の執行管理は、会長が行う。

かいひ
(会費)

だい20じょう かいいん かいひ ほうじんおよ だんたい ねんがく くち えん
第20条 会員は、会費として、法人及び団体にあつては年額(1口)10,000円を、
こじん ねんがく くち えん ねんがく くち えん
個人にあつては年額(1口)2,000円を、ジュニアにあつては年額(1口)1,000円
のうふ
を納付するものとする。

2 前項の年額の計算期間は、会計年度の区分によるものとし、当該会計年度の中
途
において入会した場合においても全額を納付するものとする。なお、年度途中にお
いて退会する者の会費は、返還しないものとする。ただし、当該年度に加入する期
間
が3か月に満たない場合は、その年度の会費を免除する。

3 協会の活動に参加するものは全て協会に加入し、第1項の会費を納入するもの
と
し、法人及び団体の構成員においても、個人として協会に加入するものとする。た
だし、会員以外の参加を認める行事については、この限りではない。

かいけいねんど
(会計年度)

だい21じょう きょうかい かいけいねんど まいとし がつ にち はじ よくねん がつ にち お
第21条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

じむきょく
(事務局)

だい22じょう きょうかい じむ しょり じむきょく お
第22条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 前項の事務局に、事務局長及び所要の職員を置き、会長が任免する。

けつさいくぶん
(決裁区分)

だい23じょう かいちよう けんげん ぞく じむ ごうりてき のうりつてき しょり じむ けつ
第23条 会長の権限に属する事務を、合理的かつ能率的に処理するために事務の決

さいくぶん べつ さだ
裁区分を別に定める。

いにん
(委任)

だい24じょう かいそく さだ ひつよう じこう かいちょう べつ さだ
第24条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

ふそく
附則

- 1 この会則は、平成6年2月22日から施行する。
- 2 協会の設立当初の役員きょうかい せつりつとうしょ やくいん にんきの任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、平成8年3月31日までとする。
- 3 協会の設立当初の会計年度は、第21条の規定にかかわらず、設立の日から平成7年3月31日までとする。

ふそく
附則

かいそく へいせい ねん がつ にち しこう
この会則は、平成7年5月11日から施行する。

ふそく
附則

かいそく へいせい ねん がつ にち しこう
この会則は、平成9年5月15日から施行する。

ふそく
附則

かいそく へいせい ねん がつ にち しこう
この会則は、平成10年5月14日から施行する。

ふそく
附則

かいそく へいせい ねん がつ にち しこう
この会則は、平成18年5月16日から施行する。

ふそく
附則

かいそく へいせい ねん がつ にち しこう
この会則は、平成22年4月1日から施行する。

ふそく
附則

かいそく へいせい ねん がつ にち しこう
この会則は、平成23年4月1日から施行する。

ふそく
附則

かいそく へいせい ねん がつ にち しこう
この会則は、平成25年6月2日から施行する。

ふそく
附則

かいそく へいせい ねん がつ にち しこう
この会則は、平成28年5月29日から施行する。

にしおしこくさいこうりゅうきょうかいかいそく
西尾市国際交流協会会則

めいしょう
(名称)

だい1じょう かい にしおしこくさいこうりゅうきょうかい いか きょうかい
第1条 この会は、西尾市国際交流協会（以下「協会」という。）という。

じむしょ
(事務所)

だい2じょう きょうかい じむしょ にしおしよりずみちょうしもだ22ばんち にしおしやくしよない お
第2条 協会は、事務所を西尾市寄住町下田22番地（西尾市役所内）に置く。

もくてき
(目的)

だい3じょう きょうかい じゅうみんしゅたい かつどう つう にしおしみん こくさいこうりゅうかつどうおよ こくさいりかいかつ
第3条 協会は、住民主体の活動を通じて、西尾市民の国際交流活動及び国際理解活
どう すいしん さまざま こくせき たよう ぶんか はいけい ひとびと たが ちが
動を推進するとともに、様々な国籍や多様な文化を背景とした人々がお互いの違い
みと あ あんしん くら たぶんかきょうせい すいしん
を認め合い、ともに安心して暮らすことができる多文化共生のまちづくりを推進し、
ちいきしやかい はってん こくさいか きよ もくてき
もって地域社会の発展と国際化に寄与することを目的とする。

じぎょう
(事業)

だい4じょう きょうかい ぜんじょう もくてき たっせい つぎ じぎょう おこな
第4条 協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- こくさいこうりゅう およ こくさいりかい かん じぎょう
(1) 国際交流及び国際理解に関する事業
- たぶんかきょうせい かん じぎょう
(2) 多文化共生のまちづくりに関する事業
- こくさいこうりゅうかんけいだんたい れんらくちょうせいおほ きょうりよく
(3) 国際交流関係団体との連絡調整及び協力
- た きょうかい もくてきたっせい ひつよう じぎょう
(4) その他協会の目的達成に必要な事業

かいいん
(会員)

だい5じょう きょうかい かいいん だい3じょう かか もくてき さんどう こじん しょうがくせいじょうちゅうがくせいいか
第5条 協会の会員は、第3条に掲げる目的に賛同する個人、小学生以上中学生以下
こじん いか ほうじんおよ だんたい
の個人（以下「ジュニア」という。）、法人及び団体とする。

やくいん
(役員)

だい6じょう きょうかい つぎ やくいん お
第6条 協会に次の役員を置く。

- かいちょう めい
(1) 会長 1名
- ふくかいちょう めい いない
(2) 副会長 2名以内
- り じ めい いない
(3) 理事 10名以内
- かんじ めい
(4) 監事 2名

やくいん そうかい せんにん
2 役員は総会において選任する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

やくいん しよくむ
(役員の仕事)

だい7じょう かいちょう きょうかい たいひょう かいむ そうり
第7条 会長は、協会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

4 監事は、協会の会計及びその他の事務を監査する。

やくいん にんき
(役員任期)

だい8じょう やくいん にんき ねん さいにん さまた
第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の通常総会が終了するまで、その任期を延長する。

こもん
(顧問)

だい9じょう きょうかい こもん お
第9条 協会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱し、理事会に出席して意見を述べることができる。

かいぎ
(会議)

だい10じょう きょうかい かいぎ そうかいおよ りじかい そうかい つうじょうそうかい およ りんじそうかい
第10条 協会の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会は会員をもって構成し、理事会は理事をもって構成する。

そうかい
(総会)

だい11じょう そうかい つぎ かくごう かか じこう しんぎ
第11条 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

じぎょうけいかくおよ よさん かん
(1) 事業計画及び予算に関する事

じぎょうほうこくおよ けっさん かん
(2) 事業報告及び決算に関すること

かいそく へんこう かん
(3) 会則の変更に関すること

た きょうかい うんえい かん じゅうよう じこう りじかい ひつよう みと かん
(4) その他協会の運営に関する重要な事項で、理事会が必要と認めたものに関する
こと。

りじかい
(理事会)

だい12じょう りじかい つぎ じこう けつき
第12条 理事会は、次の事項を決議する。

そうかい ぎけつ じこう しつこう かん
(1) 総会の議決した事項の執行に関すること

そうかい ふ ぎ じこう
(2) 総会に付議すべき事項

た そうかい ぎけつ よう かいむ しつこう かん
(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること

かいぎ かいさい
(会議の開催)

だい13じょう つうじょうそうかい まいとし かいかいさい
第13条 通常総会は、毎年1回開催する。

りんじそうかい りじかい ひつよう みと かいさい
2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき開催する。

りじかい かいちょう ひつよう みと かいさい
3 理事会は、会長が必要と認めたとき開催する。

かいぎ しょうしゅう
(会議の招集)

だい14じょう かいぎ かいちょう しょうしゅう
第14条 会議は会長が召集する。

かいぎ ぎちょう
(会議の議長)

だい15じょう かいぎ ぎちょう かいちょう あ
第15条 会議の議長は、会長がこれに当たる。

かいぎ ぎけつ
(会議の議決)

だい16じょう かいぎ ぎ じ しゅつせきしゃ かはんすう けつ かひどうすう ぎちょう けつ
第16条 会議の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところ
による。この場合において、議長は、会員及び理事として議決に加わる権利を有
しない。

うんえいいんかい
(運営委員会)

だい17じょう だい4じょう かか じぎょう **すいこう そしき** うんえいいんかい せっち
第17条 第4条に掲げる事業の**遂行組織**として、運営委員会を設置するこ

とができる。

うんえいいんかい いいん かいちょう かいりん なか せんにな りじかい けつてい
2 運営委員会の委員は、会長が会員の中から選任し、理事会で決定する。

うんえいいんかい うんえい べつ さだ
3 運営委員会の運営については、別に定める。

けいひ
(経費)

だい18じょう きょうかい かつどう よう けいひ かいひ ほじよきん きふきんおよ た しゅうにゅう
第18条 協会の活動に要する経費は、会費・補助金・寄付金及びその他の収入をも
あ
って充てる。

けいひ かんり
(経費の管理)

だい19じょう けいひ しっこうかんり かいちよう おこな
第19条 経費の執行管理は、会長が行う。

かいひ
(会費)

だい20じょう かいいん かいひ ほうじんおよ だんたい ねんがく ぐち えん
第20条 会員は、会費として、法人及び団体にあつては年額(1口)10,000円を、
こじん ねんがく ぐち えん ねんがく ぐち えん
個人にあつては年額(1口)2,000円を、ジュニアにあつては年額(1口)1,000円
のうふ
を納付するものとする。

ぜんこう ねんがく けいさんきかん かいけいねんど くぶん どうがいけいけいねんど ちゅうと
2 前項の年額の計算期間は、会計年度の区分によるものとし、当該会計年度の中途
にゅうかい ばあい ぜんがく のうふ ねんどちゅう
において入会した場合においても全額を納付するものとする。なお、年度途中にお
たいかい もの かいひ へんかん どうがいねんど かにゅう き
いて退会する者の会費は、返還しないものとする。ただし、当該年度に加入する期
かん げつ み ばあい ねんど かいひ めんじよ
間が3か月に満たない場合は、その年度の会費を免除する。

きょうかい かつどう さんか すべ きょうかい かにゅう だい1こう かいひ のうにゅう
3 協会の活動に参加するものは全て協会に加入し、第1項の会費を納入するもの
ほうじんおよ だんたい こうせいいん こじん きょうかい かにゅう
し、法人及び団体の構成員においても、個人として協会に加入するものとする。た
かいいんがい さんか みと ぎょうじ かぎ
だし、会員以外の参加を認める行事については、この限りではない。

かいけいねんど
(会計年度)

だい21じょう きょうかい かいけいねんど まいとし がつ にち はじ よくねん がつ にち お
第21条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

じむきょく
(事務局)

だい22じょう きょうかい じむ しより じむきょく お
第22条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。

ぜんこう じむきょく じむきょくちようおよ しょう しょくいん お かいちよう にんめん
2 前項の事務局に、事務局長及び所要の職員を置き、会長が任免する。

だい こう きょうかい じむ きょうかいぜんたい じぎょうどう かか じむきょく じぎょうすいこうじょう やく
3 第1項の協会の事務は、協会全体の事業等に係るものとし、事務局の事業遂行上の役
わり べつびようだい
割は別表第1のとおりとする。

けつさいくぶん
(決裁区分)

だい23じょう かいちょう けんげん ぞく じむ ごうりてき のうりつてき しょり じむ けつ
第23条 会長の権限に属する事務を、合理的かつ能率的に処理するために事務の決

さいくぶん べつ さだ
裁区分を別に定める。

いにん
(委任)

だい24じょう かいそく さだ ひつよう じこう かいちょう べつ さだ
第24条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

ふそく
附則

かいそく へいせい ねん がつ にち しこう
1 この会則は、平成6年2月22日から施行する。

きょうかい せつりつとうしょ やくいん にんき だい8じょうだい1こう きてい へいせい ねん
2 協会の設立当初の役員^の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、平成8年3
がつ にち
月31日までとする。

きょうかい せつりつとうしょ かいけいねんど だい21じょう きてい せつりつ ひ へいせい
3 協会の設立当初の会計年度は、第21条の規定にかかわらず、設立の日から平成
ねん がつ にち
7年3月31日までとする。

ふそく
附則

かいそく へいせい ねん がつ にち しこう
この会則は、平成7年5月11日から施行する。

ふそく
附則

かいそく へいせい ねん がつ にち しこう
この会則は、平成9年5月15日から施行する。

ふそく
附則

かいそく へいせい ねん がつ にち しこう
この会則は、平成10年5月14日から施行する。

ふそく
附則

かいそく へいせい ねん がつ にち しこう
この会則は、平成18年5月16日から施行する。

ふそく
附則

かいそく へいせい ねん がつ にち しこう
この会則は、平成22年4月1日から施行する。

ふそく
附則

かいそく へいせい ねん がつ にち しこう
この会則は、平成23年4月1日から施行する。

ふそく
附則

かいそく へいせい ねん がつ にち しこう
この会則は、平成25年6月2日から施行する。

ふそく

附則

かいそく へいせい ねん がつ にち しこう
この会則は、平成28年5月29日から施行する。

ふそく

附則

かいそく へいせい ねん がつ にち しこう
この会則は、令和5年4月1日から施行する。

べつびょうだい

別表第1

じむきょく じぎょうすいこうじょう やくわり

事務局の事業遂行上の役割

こうきょうしせつ ややく 公共施設の予約
しんき さくせい いんさつとう げんこう じむきょく いがい さくせい 新規チラシの作成・印刷等（原稿は事務局以外が作成）
かいけいぎょうむ よさんかんり 会計業務・予算管理
さんか きろく せきにんしゃ うんえいいんまた たんとうしゃ じむきょく ほじょ イベントへの参加・記録(イベントの責任者は運営委員又は担当者、事務局は補助)
しかんけいきかん れんらく ちょうせい こうしどう ちょうせい たんとうしゃ 市関係機関との連絡・調整（講師等の調整はイベント担当者）
びひん かんり 備品の保管
がくしゅうしゃ ほしゅう こうほう どう し じょうほうでんたつしゅだん しょう しゅうち ボランティア、学習者の募集(広報にしろ等、市の情報伝達手段を使用した周知)
かんり きょうかいぜんたい かん じこう ホームページの管理（協会全体に関する事項）